

規程・ガイドライン	条文番号	現状の文言	修正案
電子決済手段の発行に関する規則	第 11 条第 5 項	第一種会員（資金移動）は、第一種会員（資金移動）は、次の各号に定める審査をしなければならない。ただし、第 1 号に規定する審査については、初めて資金移動業を行おうとする利用者が、第一種会員（資金移動）が行う他の金融取引を行うための口座を開設しており、当該口座開設時に当該審査に相当する審査を行っている場合には、この限りでない。 (略)	第一種会員（資金移動）は、次の各号に定める審査をしなければならない。ただし、第 1 号に規定する審査については、初めて資金移動業を行おうとする利用者が、第一種会員（資金移動）が行う他の金融取引を行うための口座を開設しており、当該口座開設時に当該審査に相当する審査を行っている場合には、この限りでない。 (略)
電子決済手段の発行に関する規則	第 43 条の 2	—	第 6 章 (第一種会員（資金移動）が行う電子決済手段関連業務) 第 43 条の 2 第一種会員（資金移動）が資金決済法第 62 条の 8 第 3 項に基づく届出をすることによって行う当該会員の発行する電子決済手段に係る電子決済手段関連業務については、当該発行者を電子決済手段等取引業者とみなして、第一種会員（電子決済手段）に適用される協会規則が準用されるものとする。
電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則	第 15 条第 3 項	利用者電子決済手段について、と当該利用者電子決済手段の合計量を照合させなければならない。	利用者電子決済手段について、 <u>ブロックチェーン上の有高</u> と当該利用者電子決済手段の合計量を照合させなければならない

電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関する規則	第15条第4項第5号	第1号の照合の結果、ブロックチェーン上の有 高に不足額がある場合には、その翌日から起算 して5営業日以内利用者との間で、5営業日より も短い期限までに利用者電子決済手段を払い出 す旨の合意を行った場合には当該期限内)に、そ の不足が解消されていることを確認すること。	第1号の照合の結果、ブロックチェーン上の有 高に不足額がある場合には、その翌日から起算し て5営業日以内_(利用者との間で、5営業日より も短い期限までに利用者電子決済手段を払い出 す旨の合意を行った場合には当該期限内)に、そ の不足が解消されていることを確認すること。
電子決済手段関連業務に係る利用者財産の管理等に関するガイドライン	第16条第1項・2項関係	府令第38条第3項後段又は府令第27条第7項 第1号ロに規定する方法	府令第38条第3項後段又は府令第38条第7項 第1号ロに規定する方法
電子決済手段関連業務に係る利用者の管理及び説明に関する規則	第5条	以下各号に定める事項を利用者情報として取得 し、保管しなければならない。	以下各号に定める事項を利用者情報として取得 し、保管しなければならない。